

ストックを活用した住宅セーフティネットの確保(すまい審議会・提言骨子案)

第1回 計画評価部会	
資料 No	提出年月日
5	R2.11.12

基本的な考え方

- ①住宅と福祉の更なる連携により、住宅の確保にお困りの方の居住の安定を確保する。
- ②居住支援の取り組みを支援し、家主・入居者の不安・懸念の払拭を図ることにより、民間住宅への円滑な入居を促進する。
- ③お困り度の高い方に優先的に市営住宅を提供する。

施策の方向性
(今後5～10年の取り組み)

具体施策のイメージ
(☆新規、○拡充・強化、・継続)

I. 新たな住宅セーフティネット制度の取り組みを推進する(民間賃貸住宅)

I-1. 居住支援に関わる団体の取り組み支援と連携強化により、居住支援体制を強化する

○新たな居住支援法人の掘り起こしと取り組みへの支援	法人のネットワークを活用した新たな居住支援法人の発掘、育成支援 など
○居住支援法人による取り組みの支援	居住支援に役立つ情報(支援マニュアル等)の提供 など
☆居住支援に関わる団体(居住支援法人、不動産事業者、福祉団体など)の連携強化の支援	活動エリアや属性に応じた連携の場づくりと情報共有、協力不動産事業者の確保 など

I-2. 多様な主体の支援による民間住宅への円滑な入居を促進する

○家主と入居者とのマッチングの支援	相談対応可能な不動産事業者リストの運用、住宅探しの同行支援・通訳支援等のサービスの紹介 など
☆家主が抱える不安・懸念を解消するための支援	状況に応じた公共・民間サービス、多様な契約制度の紹介、福祉に関する行政窓口・居住支援法人等と連携した支援、補助事業の充実 など
☆入居者の居住の安定を確保するための支援	

サービスに 応じた 属性		低額所得者	高齢者	障がい者	外国人	子育て世帯
		物件探し		住宅探しの同行支援		
入居時	入居時	就業支援	見守り・安否確認	見守り	居住ルールの周知	就業支援
	入居後	生活支援	死後事務委任・成年後見人	生活支援	コミュニティ支援	こどもの居場所づくり

I-3. セーフティネット住宅の登録を促進する

☆登録しやすい要件、手続きへの改善	供給計画策定による登録基準の緩和、登録代行等の住宅登録に関する支援 など
☆登録住宅(家主)への支援の充実	家主に対する相談体制の充実、居住支援法人による支援、補助事業の充実 など
・不動産事業者等との連携による制度の普及・啓発と登録住宅の周知	不動産事業者・居住支援法人を通じた登録呼びかけ、登録住宅の周知 など

II. 市営住宅を活用し、居住安定確保の取り組みを推進する

II-1. 属性に応じて市営住宅を提供・活用する

○属性毎にお困り度の高い方への優先的な提供	特定目的住宅の募集の充実、ポイント方式による募集の充実 など		
・世帯の状況(年齢や世帯構成など) ・住宅の環境(広さや設備など) ・収入、家賃の負担割合	お困り度を判断する要素	属性	
		高齢者	高齢単身世帯・後期高齢者 など
		障がい者	身体・療育・精神障がい者 など
		子育て世帯	ひとり親世帯 など
		低額所得者	家賃の負担割合が高い世帯 など
		その他	災害被災者 など
・入居者の状況に応じた不安解消のための居住支援	見回り声掛け運動の充実、入居者の状態に応じた住宅変更、若年世帯の入居促進によるコミュニティの活性化 など		

II-2. 市営住宅を活用して地域の居住を支援する

○地域の状況に応じた住宅の提供	社宅・学生寮、グループホーム、若年・子育て世帯(期限付き住宅) など
○福祉・コミュニティ拠点としての活用	こどもや子育て世帯等の支援拠点への支援、移動販売等の生活支援スペース活用、集会所を活用したコミュニティカフェ など

各主体と連携した取り組み



<自治体の役割(各主体との関係)>
 入居者との関係
 ・入居者の状況に応じた住宅の確保を支援
 ・入居者が安心して住み続けるための支援
 家主との関係
 ・家主が安心して賃貸できる支援サービスの普及啓発
 ・住宅セーフティネット制度の普及啓発
 事業者(不動産事業者等)や居住支援法人等との関係
 ・事業者とは住宅セーフティネット制度や支援サービスの家主・入居者へのPR連携
 ・居住支援法人等とは支援内容の充実に向けた連携

国への働きかけ項目

- ・セーフティネット住宅の要件緩和(家主の負担軽減のための措置)
- ・居住支援事業の充実(居住支援法人や居住支援協議会への経済的支援の継続・拡充)
- ・市営住宅の弾力的な運用(目的外利用等の要件緩和)

将来に向けての研究項目

- ・公的団体等による住宅確保要配慮者向け住宅の新たな提供方法の検討(サブリースなど)